

日英EPAに係る  
関税収入減少額及び関税支払減少額  
の試算について

令和2年11月4日

財 務 省

農 林 水 産 省

経 済 産 業 省

## 我が国の関税収入減少額(機械的試算)

「英国によるEU離脱後の移行期間終了後、日英EPAが締結されない場合に基準となる税率(MFN税率)が適用された場合」との比較

(単位:億円)

	関税収入減少額	
	初年度	最終年度
農産品	9	14
米	0	0
麦	0	0
牛肉	1	2
豚肉	0	0
乳製品	0	1
砂糖	0	0
その他	8	12
鉱工業品	38	42
合計	47	56

令和元年度の英国からの各品目の輸入実績が将来にわたって一定等の仮定のもと、各品目について「令和元年度輸入実績×(英国によるEU離脱後の移行期間終了後、日英EPAが締結されなかった場合に基準となる税率(MFN税率)－日英EPA税率)」を計算し、それらを合算したもの。(財務省試算)

(参考1)日EU・EPAが継続した場合との比較した試算結果は、初年度・最終年度共に0億円。

(参考2)令和元年度の我が国の関税収入額は9,412億円(決算ベース)。そのうち令和元年度に日EU・EPAが適用されていた英国からの関税収入額は35億円。内訳は農産品は11億円(米:0億円、麦:0億円、牛肉:2億円、豚肉:0億円、乳製品:1億円、砂糖:0億円)、鉱工業品は24億円。

(注1)基準となる税率とは、基本税率、暫定税率、WTO協定税率等のうち、適用可能な最も低い税率(MFN税率)のことをいう。

(注2)初年度とは、日英EPAの発効年度を指し、最終年度とは、日英EPAによる関税率の引下げ等がすべて終了する年度を指す。

(注3)令和元年度の英国からの関税収入額は輸入許可ベースの数字である。

(注4)輸入統計品目表に基づき、農産品(1～24類)(米(1006項)、麦(1001項及び1003項)、牛肉(0201項及び0202項)、豚肉(0203項)、乳製品(0401～0406項)、砂糖(1701項))、鉱工業品(25～97類)としている。

(注5)上記計数は、四捨五入(億円単位)のため、合計において一致しない場合がある。

## 日英EPA: 我が国の関税支払減少額(機械的試算)

(単位: 億円)

	関税支払減少額	
	初年	最終年
工業製品	160	335
農林水産品	4	4
合計	164	339

工業製品は経済産業省、農林水産品は農林水産省及び財務省において、「(平成30年と令和元年の輸出実績平均値) × (MFN税率-日英EPA税率)」として機械的に計算。

英国によるEU離脱後の移行期間終了後、日英EPAが締結されず、MFN税率が適用された場合の我が国から英国への関税支払額(平成30年と令和元年の輸出実績平均値 × MFN税率)は、工業製品: 約335億円、農林水産品: 約4億円と試算。

(注1) Overseas Trade Statistics(2018年版、2019年版)を使用し、従価税品目のみを対象としている。

(注2) 初年とは、日英EPAの発効日から1年間を想定し試算。

(注3) 最終年とは、日英EPAによる関税率の引下げ等がすべて終了する年を指す。